

給食費の改定について

1 給食費改定にかかる経緯

令和元年7月31日に教育委員会から北九州市学校給食審議会に対し諮問していた「給食費の改定」について、去る11月6日に答申がなされた。

この答申を踏まえ、教育委員会において慎重に検討した結果、11月21日の教育委員会会議において給食費の改定を決定した。

2 給食費改定の内容

(1) 改定理由

- ① 平成26年の現行額改定以降、米飯、パン、牛乳及び副食に係る経費が上昇したこと
- ② 平成26年の消費増税の際に3%増加の転嫁をしていないこと
- ③ 文部科学省の学校給食摂取基準の改定によりエネルギー量等の増加が必要なこと
- ④ 夏季休業期間の短縮に伴い給食実施日数が増加したこと

などを総合的に勘案した結果、現行の給食費では、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある美味しい給食の提供が困難であり、児童生徒に必要な栄養価を維持していくためのより一層充実した献立内容が望まれるため。

(2) 月額給食費

区 分	現行月額 (一食単価)	改定額 (改定率)	改定月額 (一食単価)
小学校 及び 特別支援学校 (小)	3,900円 (226円)	400円 (10.3%)	4,300円 (245円)
中学校	4,900円 (288円)	500円 (10.2%)	5,400円 (310円)
特別支援学校 (中・高)	4,600円 (269円)	500円 (10.9%)	5,100円 (292円)

(3) 改定時期

令和2年4月分から

3 周知の状況

- 学校への周知：12月校(園)長会議において全校宛てに通知するとともに、全保護者へのチラシ配布について協力を依頼
- 保護者への周知：上記チラシ配布の他、市ホームページへの掲載、各区PTA連合会への説明及び資料配布による周知を実施中

給食費の改定方法について（指針）

学校給食の実施においては、年間を通して常に均一な食事内容を維持することが基本であり、このための学校給食費の適切な見直し及びその改定方法については、次のように措置されたい。

1 協議方法は口頭により諮問し、審議会議題として審議する。

なお、学校給食費の見直しについては、改定後、概ね3年を目途に行うことが望ましい。ただし、特別の事情があればその都度これを行うものとする。

2 主食（米飯・パン）及び牛乳の価格については、県価格の改定の都度、その額にスライドして決定する必要がある。

3 副食費については、原則として前回改定年度に実施した副食に係る献立を直近の材料費（単価）に置き換えた場合の増加率を勘案し決定することが適当である。

4 改定時期については、原則として4月とする。

昭和50年5月 北九州市学校給食審議会にて答申

昭和51年4月、昭和55年5月、昭和58年6月、平成3年5月、平成11年11月、平成25年10月 一部改正

令和元年11月6日

北九州市教育委員会 様

北九州市学校給食審議会

会 長 天本 祐輔

給食費の改定について(答申)

令和元年7月31日貴委員会から諮問を受けた、「給食費の改定」について、次のとおり答申する。

答 申

現在の学校給食費は、平成26年4月に現行額に改定され、その間、基本物資である米飯・パン・牛乳の価格の上昇により副食費は毎年減額せざるを得ず、また、副食に係る食材価格も上昇するとともに、平成26年度の給食費改定の際に消費増税3%分の転嫁を見送ったこと、文部科学省の「学校給食摂取基準」の改定によりエネルギー等の増加が必要なこと、夏季休業期間の短縮に伴い給食実施日数が増加することなどにより、更に学校給食の運営が厳しいものになることが懸念される状況となっている。

こうした状況を総合的に勘案した結果、現行の給食費では、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある美味しい給食の提供が困難であり、児童生徒に必要な栄養価を維持していくためのより一層充実した献立内容が望まれることから、小学校、特別支援学校及び中学校の学校給食費について、次のとおり改定する必要があるものと結論する。

記

1 給食費の改定について

I 小学校及び特別支援学校小学部の給食費の改定について

小学校及び特別支援学校小学部の給食費の改定については、「給食費の改定方法（指針）」（平成25年10月一部改訂）により、主食及び牛乳の価格は、令和元年度の県価格にスライドして決定し、副食費は、平成26年度に実施した副食に係る献立を平成30年度の材料費（単価）で置き換えた場合に対する前回改定額（平成26年4月）からの増加率（15.47%）を勘案して決定する。

以上の価格の合計額として得られる1食当たりの単価248.3円に、令和2年度の給食実施日数193日を乗じ、学校給食費の年間支払月数11月で除した後、端数処理（100円未満切捨）を行って求められる額、4,300円を改定月額とする。（1食単価245円、改定額400円、改定率10.3%）

II 中学校の給食費の改定について

中学校の給食費の改定については、上記Iの小学校及び特別支援学校小学部の改定方法に準じて求められる額、5,400円を改定月額とする。（1食単価310円、改定額500円、改定率10.2%）

III 特別支援学校中・高等部の給食費の改定について

特別支援学校中・高等部の給食費の改定については、上記Iの小学校及び特別支援学校小学部の改定方法に準じて求められる額、5,100円を改定月額とする。（1食単価292円、改定額500円、改定率10.9%）

2 改定時期について

改定時期については、令和2年4月分からとする。

なお、給食費の改定方法（指針）に、「学校給食費の見直しについては、改定後、概ね3年を目途に行うことが望ましい。」と示されているように、改定後3年を目途に、主食及び牛乳の価格や副食に係る食材価格の動向を踏まえた給食費改定の検討をされたい。